

「コロナで給付される各種保険」

日本テンプレヴァン(株)井上拓郎

「公的保険による給付」

コロナウイルスの感染が確認されてから2年半ほど経ち、感染者数は減少の傾向にあるものの、終息の気配が感じられませんが。そんな中、コロナ禍で新しい生活様式やウイズコロナの生活が浸透してきた様にも思えます。マスク着用や手洗い、うがいなどの感染対策をおこなう事がマナーとして定着しました。日本国内での新規感染者は累計で920万7,880名(令和4年6月24日 厚生労働省)と発表されており、無症状の感染者も含めると、もともと大勢の感染者がいると言われております。気が付かないうちに無症状の感染者と接触していたり、感染しても症状が出ずに済んでしまう人もいるのかもしれませんが。またワクチン接種をしても、重症化するリスクを軽減できませんが絶対感染しない訳では無いので、終息するまでには一定数の方が感染するものと思われまます。重症化リスクを減らし、お亡くなりになる方が減れば、インフルエンザの様な感染症と同等の扱いになると思われまますが、コロナは感染力が強い為、一定の隔離措置は継続されるでしょう。

現在コロナに感染すると症状により医

療機関やそれに準ずる施設に入院するか、自宅療養やホテル療養などを行うことになりまます。どちらにせよ社会生活から一定期間の隔離を余儀なくされ、仕事や家事に就くことが出来なくなります。軽症や無症状でも10日程度の隔離措置が必要となり、高齢の方が重症化すると長期間入院をする場合もあります。軽症で自宅療養している期間でも、入院している期間でも、コロナに感染して働けない期間に対して給付される公的保険制度があります。

社会保険(協会けんぽ)や国民健康保険(国保)に傷病手当金というものがあります。国民健康保険では令和2年1月1日より、コロナによる傷病手当金が給付対象となり、令和4年9月30日まで給付の予定となっております。傷病手当金の給付に關しましては、次の条件を満たした方が対象となります。

- 1、コロナに感染し、または感染の疑いがあり、就労が出来ないこと。
- 2、就労できない期間が、連続して3日を超えて4日以上になること。
- 3、就労できない期間の給与の支払いが無いこと。

上記条件を満たした方は給付の申請をおこなう事により、傷病手当金が給付されます。また原則、個人事業主は傷病手当金の給付対象外となっておりますが、お住い

の市区町村によっては条例で給付をおこなっている所もあります。

「保険会社による給付」

公的保険制度からの給付には一定の条件があり、コロナに感染しても軽症や無症状で10日間程度の療養で社会復帰される方のほうが多く、給付の対象とならない方が多いと思いますが、そんな場合でも給付される保険会社の保険商品があります。加入されている方は請求漏れが無いよう、ご確認される事をお勧め致します。

- 1、疾病入院給付金のあるご契約(自宅療養でも療養証明書等で給付されます)

2、傷害保険でも特定感染症危険補償特約の付帯したご契約

3、海外旅行保険(保険期間終了後30日以内に治療を開始したもの)

自宅療養した場合でも、保健所や医師による罹患証明書の様なものがあれば、その間の入院給付金が支払われます。また検査キットなどで陽性となっただけでは対象とならない事があります。保険金の給付に關しましては、取り扱い保険会社によって補償内容の若干の違いがあるのでご留意ください。